「誰もが住みたい小谷村」を目指して

第7回小谷村景観づくり住民懇談会

令和2年(2020年)1月29日 小谷村

1. 前回のふりかえり

第6回懇談会では、 「普通地域」の景観づくりについて 意見を出し合いました。

グループ討議表

地域区分(案)		①地域区分(修正案)への意見			
普	国立公園地域				
普通地域	農山村地域	製品村の中でで、最上刊ませばっ でからとこ事 ルールを入れては、でかわからない。 とうか 華春 町田にけるか 山大春春日本で水本を出			
重占	スキー場 地域	对一場他城			
重点地域	塩の道地域	スキー場・網大地域にできる。アンドゥンツカ			

			②普通地域の	の景観づくり			
どんな所にしたい?			そのために何をすべき?				
培の道 け. 岩険場所道の 修復を常の行か。	2十一場經營者 七月餘月場を作ま	農山村や城の 草川で法で 序記5.人生は全	森の中にからからない。海海畑地である。 海海畑地であかり 支在する豊かななかい が残るかたが	南賀をあさえ 自然をみよう。	宿泊は今の事務 数で十分	大小紀上でいて版 な草がり、) の 東京・推議から「展示 なったり、「大小」と が同い東京の版「基本 出事して、 の 大学の方、供表の成の表 と言うない。)で、) (1括計、(2款) + みゃら高いケッ
图性的"以及以为(对称中,都不和作数的 否如《2070》以为(2) 展集作及 目的如如《2	24-容集家唯 12时,对体验学 刘维	世界とは	第四年 経済では1日を発展が 建1八日次の年か 年列が基本 接受が大行口は人 搭担が広げている スに支援よい	7 +" 12912 }	地域の動物に対対の 仕種がくり (等月本で)	12年11年13月16- 基本。 為243人を投稿引	自分をちゃまわりか うまんいにろる 車刈りみと
相地心 元为1175、21月11。	裏山利北城。 高の利用と、 色の利利が 水果ではないか!	派手な色かっ はい、 きばつな建物 は小ぶにあわせい	のんかり 長期輩在りできる 計	村が挟ぶって しをほしい。	著511.根2~~A 民俗	国名グランプー・教列リー・教列リー・体がい ・体がい ・でがれた。」と対へ	異似り
			発集なけれたないを 記れたけなると 全体を大いる を備を、	里山整備 → メルル・は事をして 入り立りょうた	総数はなる 場所でくり	押田ヶ保全 再環 塩ヶ連かる 見しる場所	塩,直 ト(レ· 体鸭稅沒 - 文間隔十
			なるのは ちい、直にてる 研究をつかりなくと 土の直	外国人とり コミュニケーシュン 特に悪くしい3人	そ 受けるようを持つべり マナーフゃり 投場でも対心。	・後に荒火メ・歩き海メ・深秋営業メ	宿泊株動業や 60%以上と りごろ いまかい 70%
			7.918	無対序が開発がら 現在の小谷を守れ 谷子様へ パトンパス	学をなる 残していた。 トランモルかした 地名、大にないな	音見さいた 映望を復治 でする 物やり上、产土	着、映入技観光 スポットの再現 整備 ガルチ
				景観、計画を始め、 学、杖序を開発で 大ト・丁を呼び解析を ハールや学ががみぬ。	茅場,板椅	声音用地区分别之 北下八京の景色力 食以。 年間光医分外 以真正子。	自馬ですす。 静かで、中本りできる み合材が保みが好て 弾が取り。
				巨木	重要文化的章報 16度上按17 一當由一等場 (全別が信号2)	なった。 またみ 一種里の連に なったまれた。	鉄塔につれて 2米が移列化ス 快工鉄塔におおいと 11月8日

出された意見:①地域区分について

地域区分(修正案)に対する意見

- ●農山村の中で沿道についてのルールを入れたらどうか。
- ●「農山村地域」が具体的にどこからどこを指しているのか 分かりづらい。
- ●「スキー場地域」の名称を「スキー場・観光地域」として はどうか。

どんな所にしたい?

- ●豊かに生活している村。
- ●のんびり長期滞在できる所。
- ●森の中にペンション等の宿泊施設が点在し、豊かな自然が 残された所。
- ●派手な色や奇抜なデザインの建物は小谷村には似合わない。
- ●高さ制限と色の規制が必要。
- ●農業だけ、観光だけではなく全体を考えて整備を進める。

魅力を高めるために何をすべき? (その1)

- ●景観の基本は草刈り。
 - □自分たちの周りからきれいにする。
 - □「あれ地をなくす隊」を組織する。
 - ↑人手を外から受け入れる仕組み、体制づくり。 昼食の提供。できれば仕事になるように。
 - □安全講習会の開催。
- ●一週間程度の「田舎暮らしツアー」の企画と実施。
 - □草刈り、伐採、雪かきなどを体験
- ●里山整備。
- ●昔見えていた眺望を取り戻す。

魅力を高めるために何をすべき? (その2)

- ●暮らしに根付いた民宿の運営。
- ●地域の助け合い・支え合いの仕組みづくり。
- ●無秩序な開発から小谷村を守るルールづくり。
- ●開発を抑えて自然を残す。
- ●鉄塔についての規制・基準を設ける。
- 「重要文化的景観」の指定を目指す。

地域づくりの参考となる意見等

- ●訪日外国人観光客の集客のために、村が語学訓練を行う。
- ●居住している外国人とコミュニケーションをとる。
- ●農業だけ、観光だけではなく全体を考えた整備を行う。→例:塩の道ルートの舗装工事
- ●宿泊施設数は現状で十分。
- ●宿泊稼働率60% (できれば70%) を目指す。
- ●昔賑わった観光スポットの再現と整備。
- ●村が旗振りをしてほしい。

2. 説明事項

- ①景観づくりの地域区分について(確認)
 - ②景観づくりのルールについて

①景観づくりの地域区分について

どのようなものか?

- 景観づくりの単位となる地域です。
- これまでの懇談会・勉強会等で次のような意見が出されました。
 - □沿道でも農地と住居が混在する地域があり、農山村の区分にまとめたほうが分かりやすい。
 - □温泉地2ヶ所のうち、小谷温泉は国立公園のルールが 適用され、姫川温泉は農山村の趣が強い。
 - ■塩の道は小谷村の特徴なので、他と分ける。

①景観づくりの地域区分について

長野県景観育成計画では…

● 次の4つに区分されています。

区分	該当する地域
都市	●都市計画法に基づき用途地域として定められた 地域 ※小谷村では該当なし
沿道	●高速自動車国道、一般国道、主要地方道及びこれらに準ずる道路の両側30mの地域
田園	●国土利用計画法に基づき都市地域及び農業地域 として定められた地域(都市、沿道に該当する 地域を除く)

山地・高原・都市、沿道、田園に該当する地域以外

該当します
☞ 小谷村はこのいずれかに

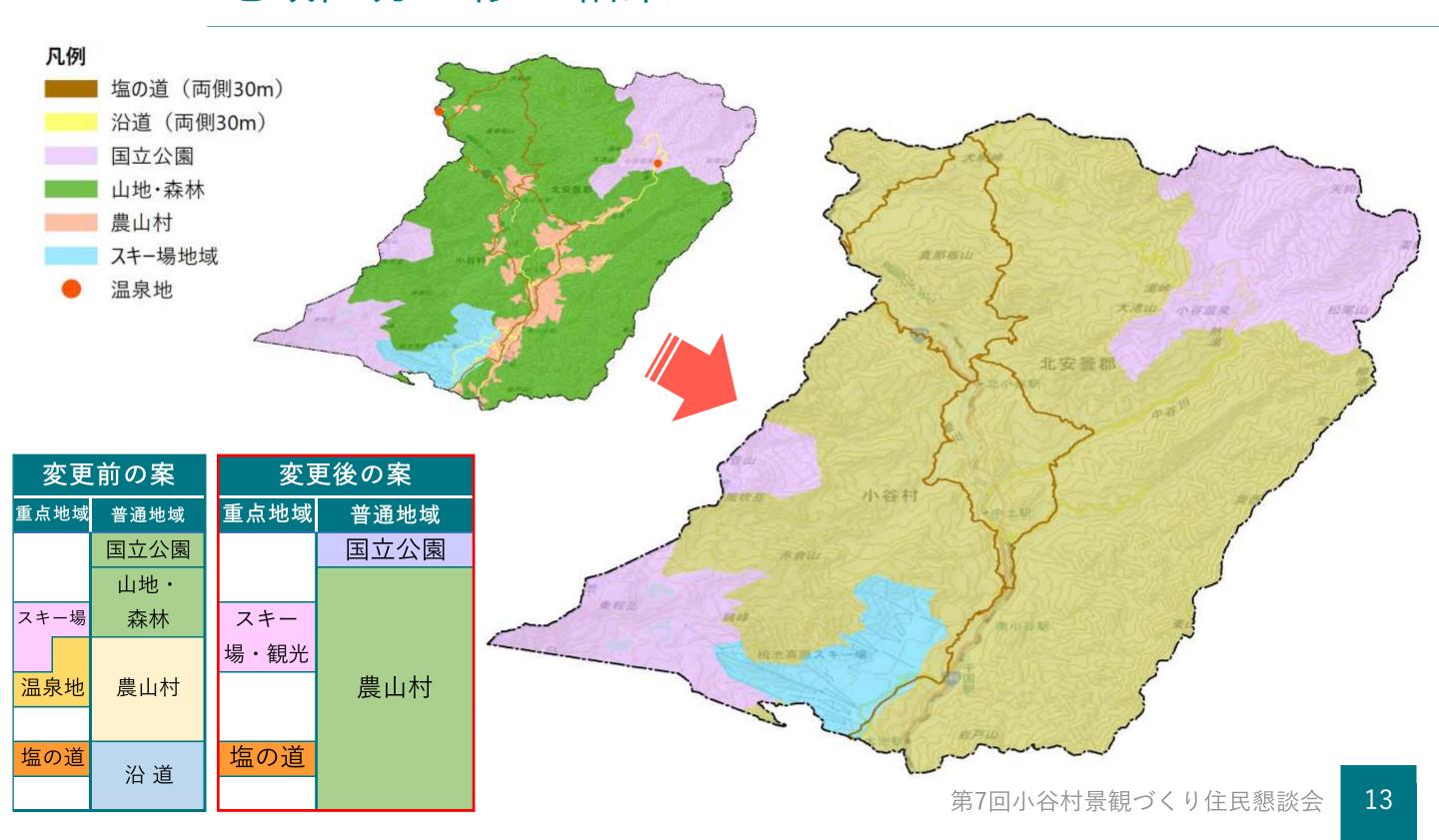
1景観づくりの地域区分について

小谷村での地域区分(修正案)

区分	地域名	該当する地域(案)			
普通地域	国立公園	中部山岳国立公園、妙高戸隠連山 国立公園に該当する地域			
日地地域	農山村	国立公園、スキー場、塩の道沿道 以外の地域			
重点地域	スキー場・観光	スキー場及び農山村に該当する地域のうち、村が指定する地域			
主流でじた人	塩の道沿道	● 塩の道の両側30mの地域			

①景観づくりの地域区分について

地域区分の修正結果



長野県及び県北部市町村との比較

小谷村(修正前)		小谷村(修正後)		長野県	飯山市	山ノ内町	高山村
重点地域	普通地域	重点地域	普通地域	火 虫来	יון דין אאַ	HI > L 2 HJ	
	国立公園		国立公園			高原地域(国立公園)	牧場景観ゾーン
スキー場	山地・森林	スキー		山地・高原	山地・高原地域	山地・高原地域	渓谷景観ゾーン
		場・観光	農山村		山麓田園地域	山麓田園地域	山村景観ゾーン
温泉地	農山村			田園	田園地域	田園地域	農山村景観ゾーン農住混合
							景観ゾーン
	(該当なし)	該当なし)	都市	市街地地域	市街地地域	(該当なし)	
	(1)(1)		(用途地	(用途地域)	(用途地域) 市街地商業地域		
塩の道	沿 道	塩の道	農山村	沿道	沿道市街地	※上記面的 地域に含む	※上記面的 地域に含む 14

②景観づくりのルールについて

景観育成基準と届出対象行為

- ●景観法第8条第2項第2号において、必須事項と されています。
- ●景観育成基準とは?
 - □ 届出対象行為についての、地域区分ごとの基準。
 - □ 行為ごとに良好な景観形成のため必要な制限を定められる。
- ●届出対象行為とは?
 - □ 建設など景観に影響を与える一定規模以上の行為。
 - □ 景観法に基づき、行為に着手する30日前までに届け出る。
 - □ 景観形成基準に適合するか審査を行う。

②景観づくりのルールについて

景観育成基準に含める項目

- ●建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は 外観の変更
 - 配置、規模、形態・意匠、材料、色彩等、敷地の緑化、特定 外観意匠※、自動販売機の設置
- ●土地の形質の変更
- ●土石の採取及び鉱物の掘採
- ●屋外における物件の堆積又は貯蔵
- ●木竹の伐採
 - ※特定外観意匠:公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩 その他の意匠→屋外広告物など

②景観づくりのルールについて

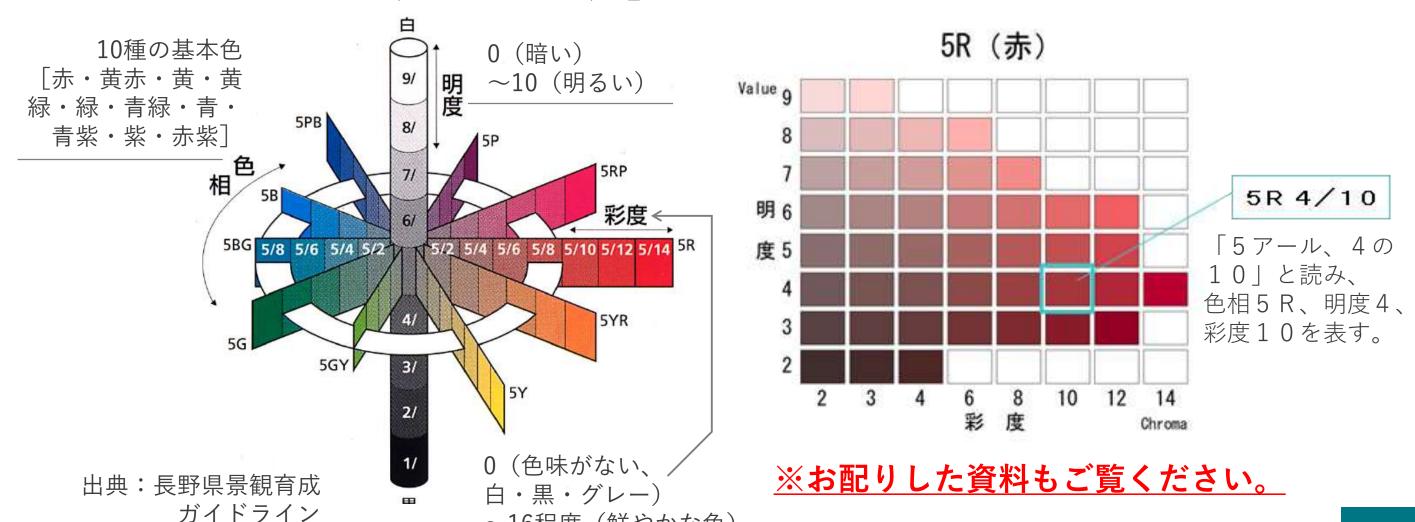
小谷村の景観育成基準案

- ●長野県景観育成計画の重点地域における基準を、 小谷村に合わせてアレンジ
 - ⇒別紙「小谷村景観育成基準(案)」をご覧ください。
- ●県の基準とは異なるポイント
 - □ (1) 建築物及び工作物…の「ア配置」、「ウ形態・意匠」、「オ色彩等」、「ク自動販売機の設置」
 - □ (5) 木竹の伐採

参考:色彩について

色の基準の決め方 [マンセル表色系]

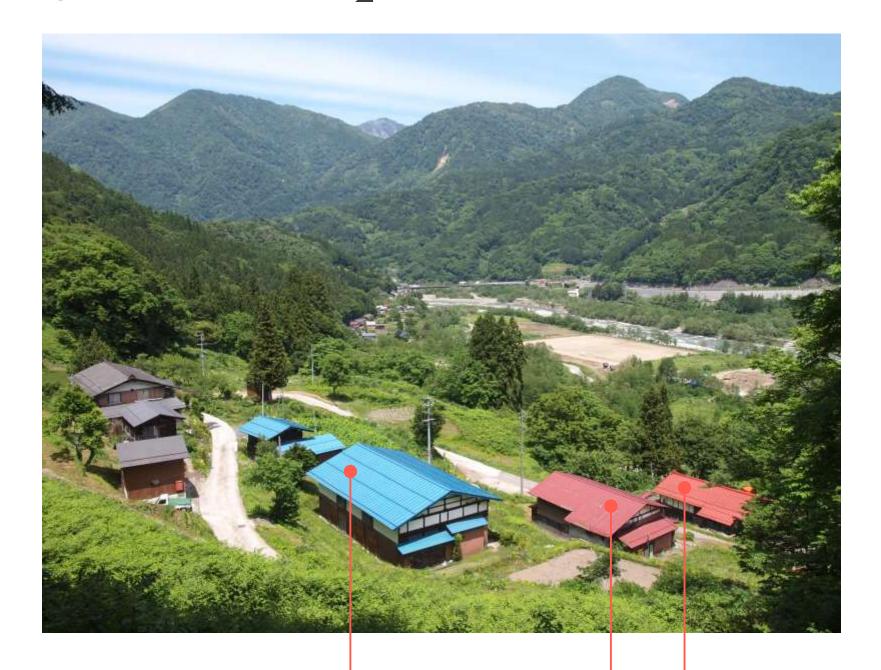
- ●色の基準を決める時に用いられる「色の物差し」としては、 一般的に「マンセル表色系」が用いられる。
- ●1つの色彩を「色相(いろあい)」「明度(あかるさ)」 「彩度(あざやかさ)」の3つの軸で表現するもの。



~16程度(鮮やかな色)

参考:色彩について

【現状使用されている色】



9B7/9

3R6/9

6R7/10

3. 意見交換

【本日のテーマ】

①景観育成基準について(普通地域)